

和歌山市調達契約等事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）の実施要領 (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の製造若しくは修理の請負又は買入れ及び役務（建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。）の調達並びに本市が行う不用品の売払いに係る契約（以下「調達契約等」という。）における事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）（以下「事後審査郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札条件）

第2条 調達契約等について事後審査郵便入札を行う場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）その他入札に関する法令及び本市の要綱の定めるところによるほか、この要領の別紙で定める事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）における入札条件（以下「入札条件」という。）を付して実施するものとする。

2 この要領の別紙で定める入札条件にさらに条件を追加する必要がある場合は、入札公告時に公示又は入札参加者に別途周知するものとする。

（対象契約）

第3条 事後審査郵便入札により締結する契約は、一般競争入札により締結する調達契約等のうち、特に市長が認める調達契約等とする。

（参加資格等）

第4条 事後審査郵便入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、和歌山市調達契約等に関する競争入札実施要綱（平成20年11月1日制定。以下「競争入札実施要綱」という。）第5条第1項各号に掲げる事項とする。

2 参加資格は、締結しようとする契約ごとに和歌山市物品等調達業者選定委員会要綱（平成9年4月1日制定）に規定する和歌山市物品等調達業者選定委員会で審議し、その有無を決定するものとする。ただし、支出負担行為予定額1件20,000,000円未満の物品の調達及び1件150,000,000円未満の役務の調達に係る参加資格については、和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）に規定する専決者の決裁によってこれに代えることができる。

（表明書の提出）

第5条 市長は、事後審査郵便入札に参加を希望する者に競争入札参加表明書（別記様式第1号。以下「表明書」という。）の提出を求めるものとする。

2 事後審査郵便入札に参加を希望する者は、市長が指定する期日までに表明書を提出しなければならない。

（入札書等の提出方法）

第6条 事後審査郵便入札に係る入札書及び委任状は、競争入札実施要綱第9条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによるものとする。

（1）入札書等の提出は、封筒（以下「中封筒」という。）に入れて封かんし、実印又は使用印鑑届出書により届け出ている使用印で封筒の上下2か所を封印し、各封筒には同封した入札書の入札案件概要（開札日時、委託番号・業務名（件名）又は購入物品名称）及び入札参加者に関する情報（所在地、商号又は名称、代表者職氏名）を記載の上、入札書在中と朱書き

し郵送するものとする。

- (2) 同日に開札が行われる複数の入札案件に参加する場合に限り、前号の中封筒を郵便用封筒（以下「外封筒」という）にまとめて封入封かんし、一括送付できるものとする。この場合、外封筒の入札案件概要については、同封する入札案件のうち最初に開札する案件を記載し、他同封されている案件の件数を合わせて記載するものとする。
- (3) 入札書等の提出は、和歌山中央郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法とし、入札公告に示す到達期限までに到着するよう郵送しなければならないものとする。
- (4) 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

(郵便入札の開札)

第7条 指定期日までに提出された入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札の立会いを希望する入札参加者は、開札予定時刻の5分前までに本人確認ができる書類等を携帯し、入札担当職員に提示のうえ、出席するものとする。ただし、立会いを希望する者がない場合は、当該入札事務に関係のない職員を入札参加者に代わり立ち会わせて執行するものとする。
- 3 代理人が開札に立ち会う場合は、開札時に入札権限を委任された旨を記載した立会人委任状を提出するものとする。
- 4 立会い希望者が多数であり、入札室の収容人数を超える場合は、くじにより立会人を決定するものとする。
- 5 立会いする者は、立会人名簿に記名しなければならない。

(入札の延期等)

第8条 市長は、事後審査郵便入札において事故等が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期又は入札の取消しをすることができる。

(入札の無効等)

第9条 入札条件に抵触する入札は、無効とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
 - (1) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
 - (2) 次条第4項に規定する市長が指定する期限までに、競争入札参加資格確認申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）の提出を行わない者

(落札予定者及び落札者の決定)

第10条 市長は、事後審査郵便入札に係る開札をした場合において、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（収入の原因となる契約に係る入札にあっては、最高の価格）をもって申込みをした者を落札予定者と定める。

- 2 市長は、落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札予定者を定める。
- 3 落札予定者が決定したときは、速やかに落札予定者に対し電送等で、必要書類の提出を求めるものとする。
- 4 落札予定者は、申請書等を市長が指定する期限までに市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
- 5 市長は、参加資格の確認に係る審査（次項において「確認審査」という。）を行い、落札予

定者が参加資格を有すると認めるときは、当該落札予定者を落札者とする。この場合において、市長は、競争入札参加資格確認通知書（別記様式第3号。次項において「確認通知書」という。）を当該落札予定者に交付する。

6 市長は、確認審査の結果、落札予定者が参加資格を有しないと認めるときは、その理由を付した確認通知書によりその旨を当該落札予定者に通知する。この場合において、参加資格を有しない場合の理由の説明については、競争入札実施要綱第8条第1項から第3項の規定の例による。

7 前項に規定する場合においては、市長は、当該落札予定者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格（収入の原因となる契約に係る入札にあっては、最高の価格）をもって申込みをした者を落札予定者と定め、第2項からこの項までに規定する手続を行うものとする。

第11条 前条の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた事後審査郵便入札における落札予定者及び落札者の決定については、前条第1項中「予定価格の制限の範囲内で最低の価格（収入の原因となる契約に係る入札にあっては、最高の価格）」とあるのは「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格」と、同条第7項中「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格（収入の原因となる契約に係る入札にあっては、最高の価格）」とあるのは「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格」とする。

（落札者の周知及び結果の公表）

第12条 落札者が決定したときは、速やかに入札結果明細書を本市ホームページで公表又は電送によりに入札参加者に周知するものとする。

2 入札の結果の公表については、競争入札実施要綱第12条を適用する。

（委任）

第13条 競争入札参加表明書等の別記様式は和歌山市調達契約等事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）の実施要領を適用する。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月18日から施行する。

別紙（第2条関係）

事後審査型制限付き一般競争入札（郵送入札）における入札条件

（目的）

第1条 和歌山市財政局財政部調達課所管の契約に係る一般競争入札（入札者が持参する申請書類等に基づき、競争入札参加資格を開札後に確認する制限付き一般競争入札をいう。以下「事後審査持参入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、和歌山市契約規則その他法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金は、和歌山市契約規則第6条第2号の規定により不納付とする。

（申請書等）

第3条 事後審査持参入札に係る競争入札参加表明書、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料は、和歌山市ホームページからダウンロードするものとする。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札書及び競争入札参加表明書を本市の指定様式により入札に付する事項ごとに作成し、記名押印の上、所定の日時までに実施要領第6条に定めるとおり提出しなければならない。なお、持参、信書便又は電送による入札は認めない。

- 2 代表者又は受任者の届け出を行った者以外の者が行う入札は認めない。
- 3 入札書の日付は開札日の日付を記入すること。
- 4 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 5 郵送に係る費用については、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われないような状態をもたらすこと。
- (2) 他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。
- 2 入札参加者は、落札予定者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 予定価格を事前に公表した入札において、入札参加者が1人である場合は、入札を取りやめる。

- 2 天災等の不可抗力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめがあることがある。
- 3 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

（入札の無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 実施要領第6条に定める提出方法以外の方法で郵送した入札
 - ア 一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の郵便物、和歌山中央郵便局留となっていない郵便物、和歌山市役所に直接持参した入札のいずれかに該当する場合の入札
 - イ 入札案件ごとに封筒を作成せず、一括して複数の入札書を同封した入札
 - ウ 各封筒に必要事項が記載されていないもの
 - エ 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
 - オ 各封筒を封かんしていないもの
 - カ 各封筒に実印又は使用印鑑届出書により届け出ている使用印で封印していないもの
 - キ 開札日が異なる入札書を同封したもの
 - ク 入札書に代理人の記載又は押印があるもの
- (3) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に反する入札
 - (錯誤による入札)

第8条 錯誤を理由とする入札の無効の申出は認めない。

(入札の失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (2) 提出期限までに競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出を行わない者

(落札予定者及び落札者の決定)

第10条 開札をした場合においては、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

- 2 落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、この要領の別紙で定めるくじの方法により決定するものとする。
- 3 落札予定者に競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出させ、参加資格の確認に係る審査（以下「確認審査」という。）を行い、当該落札予定者が入札参加資格を有すると認めるときは、当該落札予定者を落札者とする。
- 4 確認審査の結果、落札予定者が参加資格を有しないと認めるときは、当該落札予定者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者と定め、第2項からこの項までに規定する手続を行うものとする。
- 5 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を

締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札予定者とする。この場合において、入札価格の妥当性を確認する必要があると認められるときは、確認のための調査及び審査（以下「調査等」という。）を行うことがある。

7 最低制限価格を設けていない場合においても、入札価格の妥当性を確認する必要があると認められるときは、調査等を行うことがある。この場合における落札予定者及び落札者の決定は、第5項及び前項前段の例による。

8 第1項から第4項までの規定にかかわらず、不用品の売払いその他本市の収入の原因となる契約については、第1項及び第4項中「最低の価格」とあるのは、「最高の価格」とする。

（調査等）

第11条 前条第6項又は第7項の調査等を行おうとする場合、落札予定者の決定を保留の上、入札を終了し、当該入札をした者に対して調査等を行う。

2 調査等において入札をした者は、本市の行う調査等に協力しなければならない。

3 調査等の結果によつては、最低価格の入札者であつても必ずしも落札予定者とはならないことがある。

（再度の入札）

第12条 開札の結果、落札予定者の決定に至らない場合は、直ちに当該入札への参加者をもつて再度の入札を実施する。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

2 第7条第1号、第6号から第7号までに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

（契約の保証）

第13条 落札者は、契約締結時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、契約の保証を付す必要がないとした場合は、この限りでない。

（1）契約保証金の納付

（2）銀行や本市が確実と認める金融機関による保証

（3）和歌山市契約規則第34条第1号に規定する履行保証保険契約の締結

（4）和歌山市契約規則第34条第2号に規定する履行保証契約の締結

（5）無記名式利付国債又は地方債の担保

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、保険金額又は額面金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

（契約書等の提出）

第14条 落札者は、本市指定の契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により契約担当課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者は、和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書を提出しなければならない。

3 和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、議決があったときに契約が確定する。

4 落札者が第1項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失うものとする。

5 前項の場合において、落札者の責めに帰すべき事由によるときは、落札者は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を本市に支払わなければならない。

6 契約を締結するまでの間に、落札者が「和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合においては、本市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 第10条第6項又は第7項の調査等を行った場合、調査等の内容及びその結果について、この入札条件、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

くじの方法について（郵便入札）【事後審査型】

郵便入札において、落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、次の方法によりくじで落札予定者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の数字を記入

入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字（5桁）を記入する。

なお、記入のない場合などは、1者の場合は「99999」の数字を割り当て、複数の場合は、五十音順で「99999、99998、…」と順に割り当てる。なお他の者がすでに設定している数字がある場合は、その次の数字を割り当てる。

2 くじの手順

- (1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与する。

書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号で、
（3桁）-**（2桁）-**（5桁）-*（1桁）合計11桁で表示された番号

- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計を同額入札者の数で除算し、余りを算出する。
 (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）の「抽選番号」の入札参加者を事後審査型の場合は「最上位」とする。
 (4) 最上位の「抽選番号」に1を足した数値に相当する「抽選番号」の入札参加者を第2順位とする。

※ 最上位の「抽選番号」に1を足した数値に相当する「抽選番号」が存在しない場合には、「抽選番号」が「0」の入札参加者を第2順位とする。

- (5) 第3順位以下は（4）の規定に準じて順位を決定する。
 ※ 最上位のものが、落札予定者としての入札参加資格確認において、失格となった場合はその次の順位のものを落札予定者とする。

【例】入札参加者3者が同額入札の場合

- ① 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, …）を付与する。
 ※ 下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A社	00122	***-**-**123-4	0
B社	02178	***-**-**235-3	1
C社	34919	***-**-**438-1	2

- ② くじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。
 $122(\text{A社}) + 2178(\text{B社}) + 34919(\text{C社}) = 37,219$
 $37219 \div 3(\text{者}) \cdots \boxed{\text{余り } 1}$

③ 順位の決定

順位	業者	抽選番号	備考
1	B社	1	余り「1」と一致する抽選番号（最上位）
2	C社	2	最上位「1」+1=「2」と一致する抽選番号（2位）
3	A社	0	「2」+1=「3」の抽選番号がないため「0」（3位）

※ 落札予定者は最上位のB社とし、入札参加資格確認においてB社が失格となつた場合は、順位2位のC社を落札予定者とし、入札参加資格の確認を行う。